

みんなで支える

ver.2

# 特別支援教育

## 高等学校教員のために

あなたの学校で、学習・生活・行動面において  
つぎのようなことで困っている生徒さんはいませんか。

### 学習面において

- ・周囲の音や様子が気になり、なかなか授業に集中できない
- ・**学習意欲がなく**授業についていけない
- ・行をとばしてしまうなど、教科書を上手に読めない
- ・**作文**を書くのが苦手である
- ・時間内に**板書**をすることが難しい
- ・いつも**出し抜け**に質問する . . . . .

### 行動面・生活面において

- ・机やロッカーの中が乱雑で、よく物を紛失する
- ・会話の中で**自分のことだけ一方的に話す**
- ・その場の**空気が読めない**
- ・**友人がなかなかできない**
- ・視線がなかなか合わず、**コミュニケーションが上手くとれない**
- ・急に予定が変わると混乱してしまう . . . . .



特別な教育的支援が必要です

# 1 こんな支援が求められています！

特別な教育的支援を必要とする生徒の中には、**発達障害**\*1等の生徒が含まれる可能性があります。発達障害等の生徒への具体的な支援は、授業や学校生活全般の中でできることがあります。

## 学習面において

発達障害等の生徒は、読むこと、書くこと、聞くこと、集中することなど学習を進める上で困難さを抱えることがあります。生徒の実態を分析し、支援方法や結果などについて記録をとりながら、より適切な支援を検討しましょう。生徒一人一人に対する適切な支援は、生徒の学力の向上につながるとともに、教師自身の授業力の向上にもつながります。

### 生徒が抱える困難さの例

- ・周囲の音や様子が気になり、なかなか授業に集中できない。
- ・時間内に板書を写すのが難しい。
- ・作文を書くことが苦手である。
- ・いつも出し抜けに質問する。
- ・テストの問題は解けても、解答欄を間違えてしまう。

### 考えられる支援例

- 刺激の少ない廊下側や教師に近い席にするなど学習環境を整える。
- 板書内容を精選し、書き写す部分を線で囲むなど生徒にわかりやすくする。
- 手がかりとなる写真やキーワードを掲示する。
- 発言のルールを明確にし、話す機会を保障する。
- 解答欄を大きくして、見やすくしたり、問題用紙に解答欄を設けたりする。

## 行動面・生活面において

ホームルームや部活動、昼休み等の時間も支援のチャンスです。日頃から生徒一人一人の実態を把握し、個々のニーズに応じて適切に支援し、良好な人間関係の形成、情緒の安定を図るなど、生徒が生活しやすい環境づくりに努めることが大切です。

### 生徒が抱える困難さの例

- ・その場に合わない会話をよくする。
- ・机やロッカーの中の整理が下手である。
- ・注意されると興奮しやすい。
- ・予定の急な変更を嫌がる。

### 考えられる支援例

- 話したい、伝えたいという気持ちをくみ取り、適切な表現方法を一緒に考える。
- 整理された様子の写真等見本を掲示する。
- 情緒の安定時に、自己統制の方法について話し合う。
- 一日の予定を予め知らせるとともに変更があり得ることも伝えておく。

\*1 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものです。（発達障害者支援法より）

## 2 困難さの原因を理解しましょう！

適切な支援のための第一歩は、担任等の気づきです。特別な教育的支援を必要とする生徒の困難さの原因を具体的に把握することが大切です。

困難さの原因を把握する方法としては、**観察法**、**検査法**、**面接法**、**チェックリスト**などがありますが、いろいろな方法を組み合わせたり、複数の教師で行ったりすることにより、多面的に把握することができます。

—[参考]—

### 気づきのためのチェックリスト（高校生以上用）

青森県総合学校教育センター特別支援教育課による

チェック表の一部

気づきのためのチェックリスト(高校生以上用)1		な い 0	ま れ に あ る 1	と き ど き あ る 2	よ く あ る 3	
通し番号	チェックリストは、スクリーニング、つまり、特別な教育的支援を必要としていると考えられる生徒を発見するためのもので、診断のためのものではありません。また、教員は、発達障害等の診断を行うことはできません。					
<聞く>5項目 12ポイント以上をカウント						
1	ことばの聞き間違いがある（「知った」を「行った」と聞き間違える等）	○	○	○	○	合計
2	話の内容を聞きもらすことがある	○	○	○	○	
3	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい	○	○	○	○	
4	指示された内容の理解が難しい	○	○	○	○	
5	HRや会議等で、話し合いの流れが理解できず、ついていけない	○	○	○	○	
<話す>5項目 12ポイント以上をカウント						
6	適切な速さで話すことが難しい（たどたどしく話す、とても早口である等）	○	○	○	○	合計
7	話すとき、ことばにつまることがある	○	○	○	○	
8	単語の羅列や短い文での表現が多く、話の内容が乏しい	○	○	○	○	
9	思いつくままに話すなど、筋道の通った話をすることが難しい	○	○	○	○	
10	話したい内容を、分かりやすく伝えることが難しい	○	○	○	○	
<読む>5項目 12ポイント以上をカウント						
11	初めて出てきた語句や、普段あまり使わない語句等を読み間違える	○	○	○	○	合計

#### チェックリストの主な特徴と留意点

このチェックリストは聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する、不注意、多動性・衝動性、対人関係やこだわりの9つの調査項目からなり、質問に答えていくことで、特別な教育的支援が必要と考えられる生徒のスクリーニングをすることができます。

また、調査の結果を自動的にグラフ化できるようになっています。

ただし、本チェックリストは、障害を診断するためのものではありません。

※ チェックリストの活用を希望する学校は、**青森県総合学校教育センター特別支援教育課**まで連絡してください。（TEL 017-764-1991）

### 3 特別支援教育は学校全体で取り組むことが大切です！

発達障害等の生徒一人一人を支援するためには、**校内委員会**の設置と**特別支援教育コーディネーター**の指名により**校内支援体制を整備**し、学校全体で取り組むことが大切です。

#### 校内委員会とは

特別な支援を必要とする生徒の実態を把握し、職員の共通理解を図りながら、一人一人の生徒に必要な支援を複数の教員で検討する校内組織のことです。

校内委員会は、学校の規模や職員構成等に合った方法で設置することができます。

##### 校内委員会の設置方法

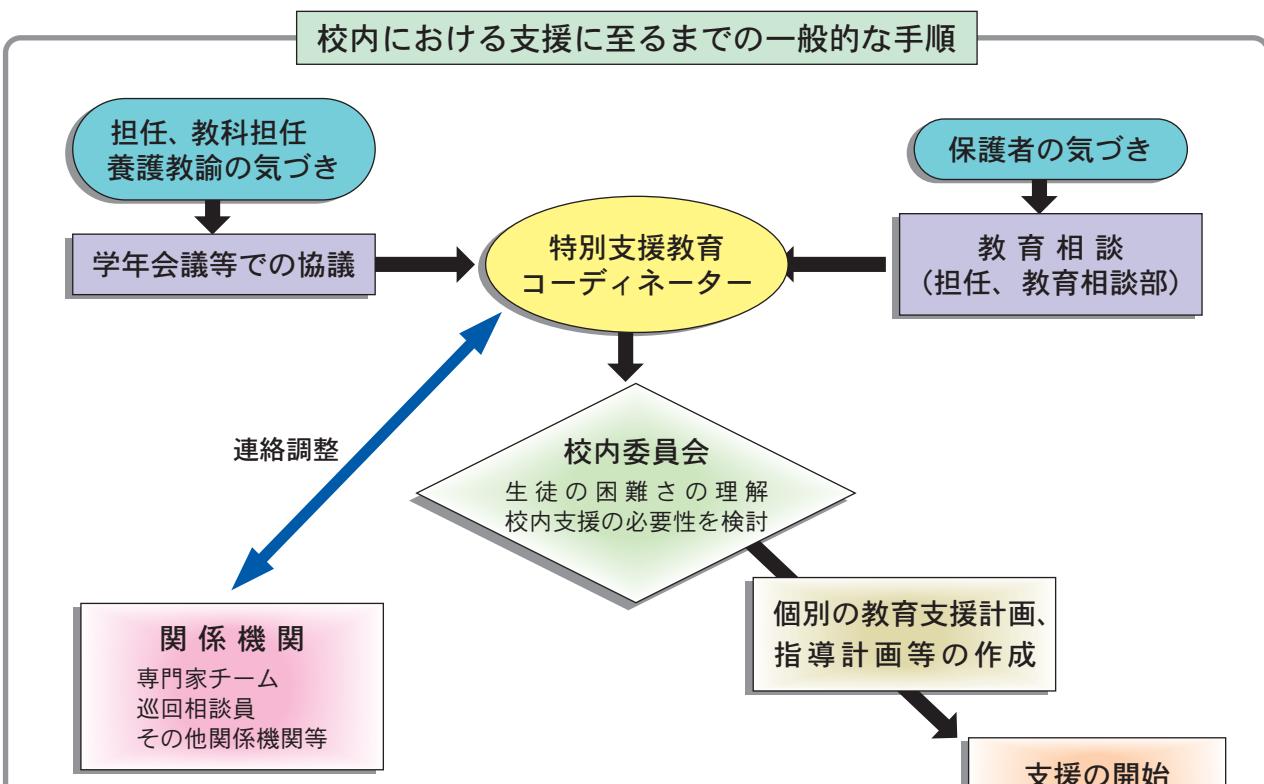
- ① 既存の分掌等を整理・統合する。
- ② 生徒指導部など既存の分掌の機能を拡充する。
- ③ 新たに分掌として設置する。
- ④ 校内研究組織等を発展させる。

##### 校内委員会のメンバー（例）

- 校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、生徒指導部長、教育相談部長、養護教諭、担任等

#### 特別支援教育コーディネーターとは

校内委員会の推進役であり、校内の連絡調整をし、外部機関等との窓口となる職員のことです。

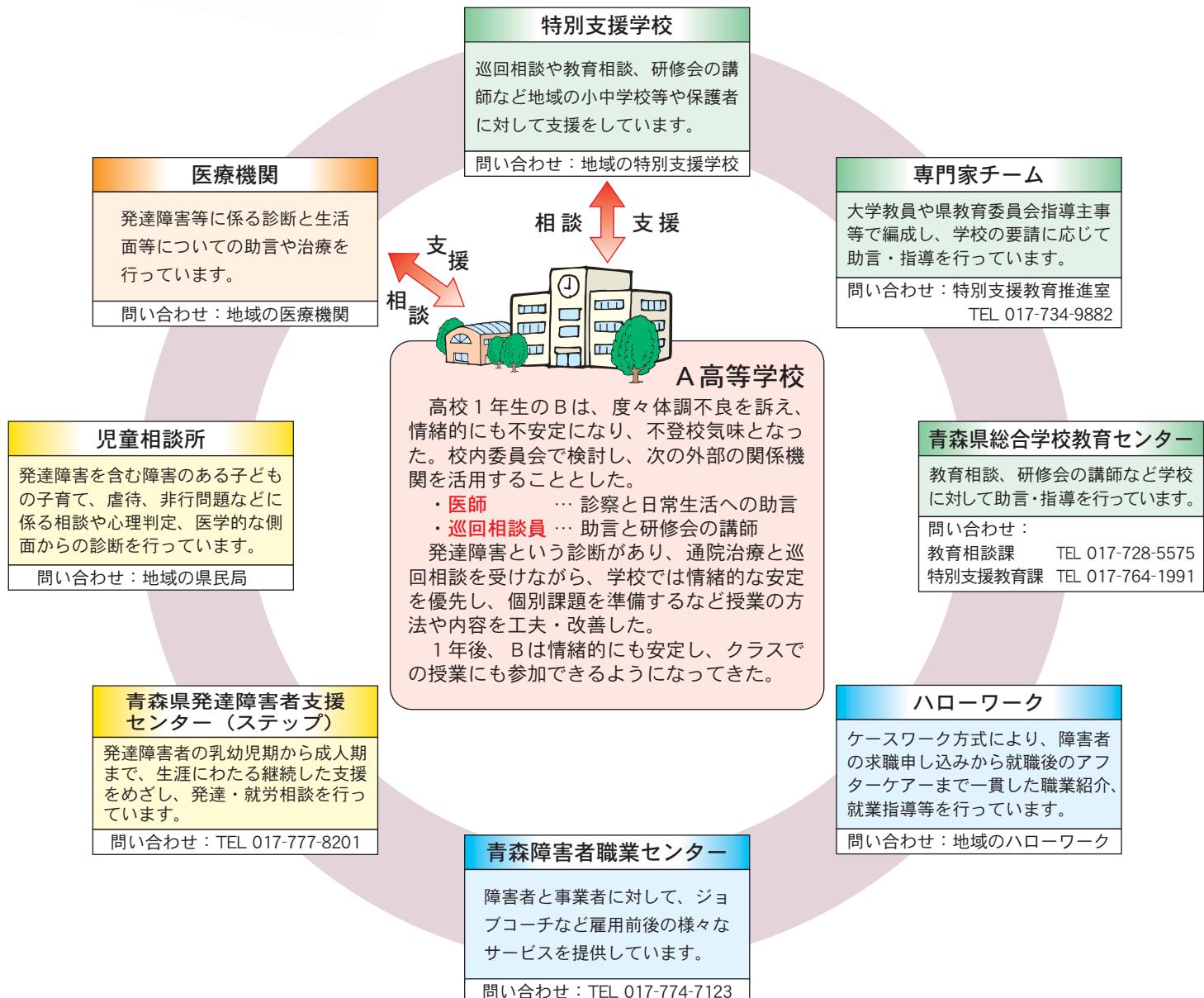


※ 適切な支援のためには、**特別支援教育コーディネーター**が校内及び外部の関係機関等と十分連絡調整を図り、校内委員会で検討することが重要です。

## 4 様々な支援を活用しましょう！

発達障害等の生徒への支援は、校内支援体制を整備して対応しますが、必要に応じて、特別支援学校、医療機関、児童相談所など**外部関係機関の支援**を活用することもできます。

### 関係機関の支援を活用した例



県教育委員会ホームページ掲載の資料をご活用ください。<http://www.pref.aomori.education/sirrou/index11.html>

- ・学習のつまずきや行動の困難さを理解し支援するために第2集（平成17年3月）
- ・特別支援教育コーディネーターガイドブック（平成17年9月）
- ・一人一人の実態に応じた支援はどうすればいいのかな（平成18年4月）
- ・特別支援教育コーディネーターガイドブック第2集（平成18年8月）
- ・みんなで支える特別支援教育（高等学校教員のために）（平成19年4月）

他

## 5 幼・小・中・高の一貫した支援体制の整備を進めています！

青森県教育委員会では、発達障害等を含む障害のある子どもたち一人一人のニーズに応じた適切な支援を実現するために、幼・小・中・高の一貫した支援体制の整備を進めています。

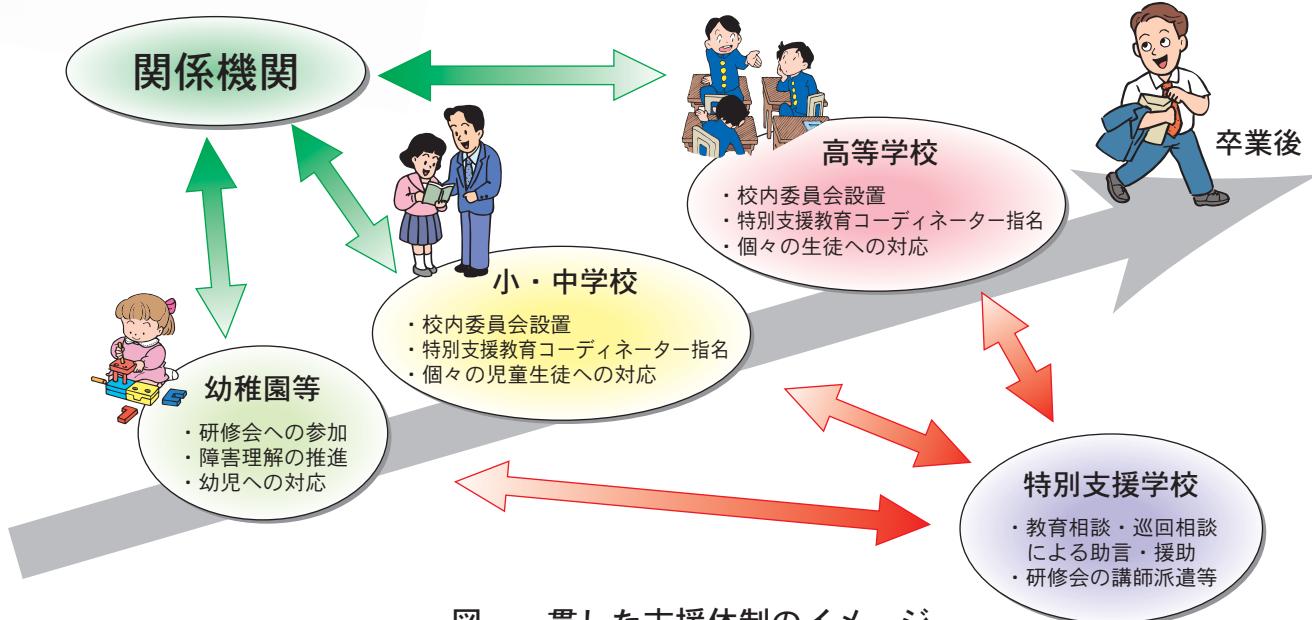


図 一貫した支援体制のイメージ

### 平成19年度までの取組

#### 平成15年度からの 小・中学校を中心とした取組

- 研修会の開催
  - ・コーディネーター養成研修会
  - ・特別支援教育理解推進研修会
  - ・LD等の支援に関する研修会
  - ・校長研修会
- 巡回相談員、専門家チームの派遣
- 理解・啓発資料の発行 等

#### 平成19年度の状況

調査項目	県内の公立学校 (14校)	幼稚園 (374校)	小学校 (374校)	中学校 (175校)	高等学校 (72校) ※
校内委員会設置率	7.1%	100%	100%	55.6%	
特別支援教育コーディネーター指名率	7.1%	100%	100%	25.0%	
発達障害の実態把握をした	35.1%	70.9%	58.9%	27.8%	
巡回相談等の活用をした	70.1%	54.8%	37.8%	30.6%	

※ 分校、校舎も一校と数えます。

平成19年度は、県内すべての小・中学校において、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名がなされました。

### 平成20年度からの取組

- 小・中学校では、校内委員会を中心とした**適切な支援**の充実を図っていきます。
- 高等学校では、**校内支援体制の整備**とともに、適切な支援を行っていきます。

青森県教育庁学校教育課高等学校指導グループ  
青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室

TEL 017-734-9883  
TEL 017-734-9882